

# ご利用ください

## 情報公開制度 個人情報保護制度

市では、市政への信頼性と透明性を高め、皆さんにもっと市政に参加していただくため、情報公開を進めています。また、個人情報保護制度に基づき、個人の権利利益の保護を図りながら、市政の公正で適正な運営を推進しています。

### 制度の概要は？

#### 情報公開制度とは

市政に関する情報公文書などを公開する制度  
**個人情報保護制度とは**  
市の保有する個人情報を通じた

に取扱いするため、自身に関する情報について開示を請求したり、誤りがある場合に訂正を請求したりすることのできる制度

#### 行政文書・個人情報の開示

皆さんの請求に基づき、行政文書や市の保有する個人情報を公開します。

原則として請求された内容は公開しますが、行政文書の中に個人情報や公益を損なうものが含まれている場合は公開しません。また、個人情報については、請求者や第三者の権利利益を害する場合などは公開しません（一部を除いて公開する場合もあります）。

**行政文書とは**  
実施機関（の職員が職務のために作成したり、受け取ったりした文書や図面などで決裁が終了し、実施機関で管理・保有しているもの）

**個人情報とは**  
実施機関（が保有する個人情報）についての情報で、氏名、生年月日などの記述により特定の個人を識別することができるもの

**実施機関** 情報公開・個人情報保護制度の対象となる機関

# 火災警報器を取り付けましょう



住宅用火災警報器（煙感知式）

新築住宅は必ず、既存住宅も平成23年5月31日までに

「もっと早く火事に気付いていたら...」住宅火災で犠牲になる方の約7割は、逃げ遅れが原因です。急増する住宅火災の犠牲者をこれ以上増やさないため、消防法を改正し、すべての住宅に「住宅用火災警報器」の設置が義務付けられました。

問い合わせ  
花巻市消防署  
(☎21-2119)

### 増加する住宅火災

住宅火災による死者は増加し続けています。昨年、全国で住宅火災で焼死した人は12220人。花巻市内でも1人が亡くなりました。焼死者の半数以上は高齢者です。また、就寝中、火災発生に気付かないまま逃げ遅れる方も多く、火災を早く発見できるかどうか、犠牲者を減らすための大きな鍵になっています。

火災警報器は、初期消火と早期避難を可能にする機器。既存住宅への設置期限まではまだ間がありますが、自分や家族の大切な命を守るため、早い時期に取り付けましょう。

### 火災警報器の設置は？

改正消防法では、就寝中に逃げ遅れる方をなくすため、すべての寝室に火災警報器の設置を義務付けました。そのほか、設置には次のことに気を付けてください。

- **設置しなければいけない家は？**  
一戸建て住宅や共同住宅、アパートなどで自動火災報知設備の設置義務がない住宅
- **設置する場所は？**  
寝室として使っている部屋

### 問い合わせ

行政情報センター(☎24-2111内線326)  
行政情報サブセンター  
大迫(☎48-2111内線211)  
石鳥谷(☎45-2111内線207)  
東和(☎42-2111内線206)

### 平成17年度の実施状況

※旧4市町(4~12月)の合計件数と新市(平成18年1~3月)の件数の総計

#### 情報公開制度

##### 開示請求

市長部局 16件  
教育委員会 1件

##### 請求に対する開示の決定

全部開示 10件  
(市長部局9件、教育委員会1件)  
一部開示 3件(市長部局3件)  
非開示 2件(市長部局2件)  
文書不存在 1件(市長部局1件)  
取り下げ 1件(市長部局1件)

#### 個人情報保護制度

##### 開示請求

市長部局 1件

##### 請求に対する開示の決定

一部開示 1件(市長部局1件)

### 開示請求ができるのは

**行政文書** 花巻市情報公開条例に基づいていればどなたでも請求できます

**個人情報** 市で保有する個人情報の本人が請求できます

**窓口は**  
行政情報センター(本庁分室1階)または行政情報サブセンター(各総合支所地域振興課)で開示請求できます。このほか同センターでは、行政資料の提供や情報公開の相談・案内もしていますのでお気軽にご利用ください

### 行政資料の提供

市が作成または取得した行政資料(市勢要覧、市議会会議録、官報など)を自由に閲覧することができます。閲覧は無料です。  
※資料は、有料(1枚10円)でコピーできます

### 注意！ 悪質な訪問販売にご用心

火災警報器は、家電量販店やホームセンターで、5000円から1万2600円程度で購入できます。また、取り付けや点検は個人でも簡単にできます。消火器と同じように点検を装い、不当な取り付け料や適正でない火災警報器を売り歩く悪質な訪問販売業者がいますので、ご注意ください(消防署では、日本消防検定協会のNSマーク®が付いている機器を推奨しています)。悪質な訪問販売のご相談は本庁市民課(☎内線254)へ。



※NSマーク 日本消防検定協会が鑑定を行い、品質を保証する機器につけられるマーク

### もしものときに備えて... 木造住宅耐震診断をどうぞ

市の補助を活用し、木造住宅の耐震診断が一定額で受けられる制度です。地震に備え住宅の耐震診断を受けましょう。

- ▶ **診断方法** 簡易耐震診断
- ▶ **対象住宅** 次の要件を満たす市内木造住宅  
昭和56年5月31日以前の建築基準法で建築居住部分を有する2階建て以下の一戸建住宅  
在来の軸組工法で建築

- ▶ **募集棟数** 50棟(先着順)
  - ▶ **個人負担額** 3,000円(税込み)
  - ▶ **申込期限** 8月31日(木)
- 本庁防災企画課(花巻市消防署内)または各総合支所地域振興課に備え付けの申込用紙に記入し、同課へ  
診断士は、市木造住宅耐震診断士登録証を携帯しています

**問い合わせ**  
本庁防災企画課(☎内線374)、各総合支所地域振興課(大迫☎内線211、石鳥谷☎内線207、東和☎内線205)